



平成27年5月12日

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 中村 満義
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)
問合せ先 総務・人事本部総務部長 野村 尚哉
(TEL. 03-5544-1111(代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催の第118期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「会社法」という。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、また、今後も見識・経験とも豊富な適任者を招聘できるようにするため、現行定款に変更案第26条(取締役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 会社法第427条第1項の規定に従い、責任限定契約を締結することができる監査役の範囲を拡大するため、現行定款第32条(社外監査役との責任限定契約)について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 25 条 (条文省略) (新 設)	第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 25 条 (現行どおり) <u>(取締役との責任限定契約)</u> <u>第 26 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 第 26 条～第 31 条 (条文省略) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 32 条 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。	第 5 章 監査役及び監査役会 第 27 条～第 32 条 (現行どおり) <u>(監査役との責任限定契約)</u> 第 33 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。
第 33 条～第 38 条 (条文省略)	第 34 条～第 39 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日

以 上